資料４

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会報告書（案）

令和３年（2021 年）８月

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会

はじめに

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会は、熊本市教育委員会から、「特別支援教育の推進」、「幼稚園教諭等の資質向上」、「幼小連携」、「地域の拠点施設としての市立幼稚園の役割」などに関するこれからの市立幼稚園のあり方について、検討を依頼されました。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に計画的・意図的によりよい教育環境を構築し、遊びを中心とした生活を通して、幼児一人一人の特性や発達段階に応じた支援を行うことに幼児教育の役割があるといえます。

しかし近年、都市化による安全な遊び場の減少、少子化や核家族化の進行による子どもたちが集まって遊ぶ機会の減少、さらに地域のつながりの希薄化による地域教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、保育・教育現場においては、特別な支援を要する子どもが増加するとともに、特別な支援を要する状況も多様化しており、子どもたちに対しどのような保育・教育を保障していくかが喫緊の課題となっています。

そのような現状を踏まえ、平成 29 年（2017 年）の幼稚園教育要領の改訂では、幼稚園だけでなく、どの施設に通っても同じ水準の幼児教育、保育環境が保証されることをねらい、保育園の「保育所保育指針」と認定こども園の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂されました。また、社会生活のなかで必要となる思考力や判断力、コミュニケーション力の基礎となるものを新たな幼児教育の基準とし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化しています。さらに、幼児教育と小学校教育を別々のものと考えるのではなく、幼児期に学んだことを小学校教育に活かせるよう、幼小連携の大切さも示されたところです。

本検討委員会では、こうした社会潮流の大きな変化に加え、熊本市の現状や課題を踏まえて、これからの市立幼稚園のあり方について、特別支援教育の充実を中心に据えて議論を重ね、その考え方をまとめましたので、ここに報告いたします。

Ⅰ　市立幼稚園の現状と課題

（１）市立幼稚園の歩み

本市では、明治 20 年（1887 年）に初めての市立幼稚園として「熊本幼稚園」が設立されました。その翌年の明治 21 年（1888 年）には、碩台小学校の附属幼稚園として現・碩台幼稚園が設置され、戦後８園となりました。また、昭和 58 年（1983 年）に国道の拡張や白川の改修、園児数の減少等の理由から、熊本幼稚園と五福幼稚園が統合され７園となりました。

その後は、平成 21 年度（2009 年度）末に合併した城南町の隈庄幼稚園を含めて８園となり、平成 30 年（2018 年）３月末で旧古町幼稚園と旧熊本五福幼稚園を民間移譲したことにより、現在の６園となり、地域の特色を活かした教育を推進しています。

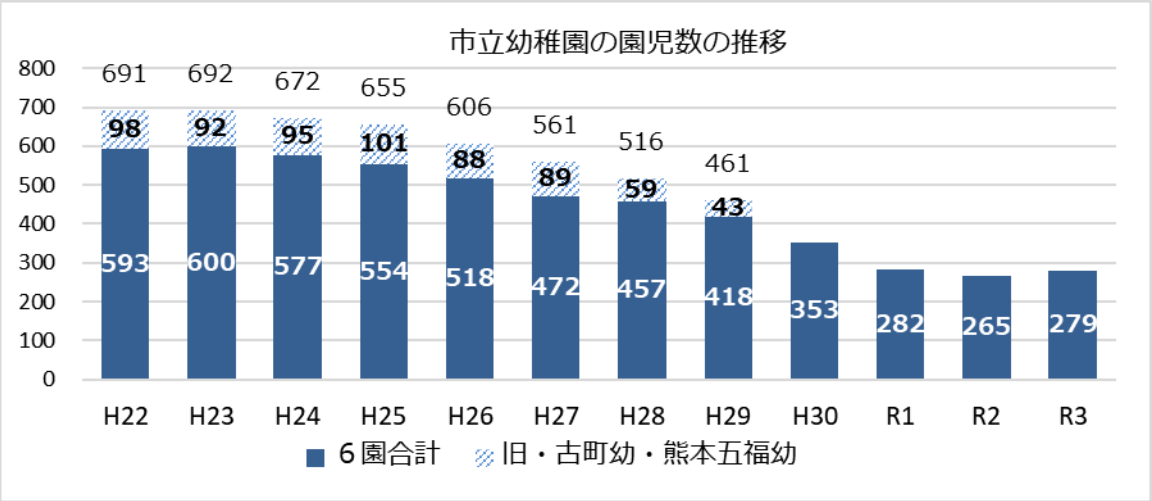
（２）市立幼稚園の配置

市立幼稚園は、行政区ごとに分類してみると中央区に３園（碩台・一新・向山）、北区に１園（楠）、南区に２園（川尻・隈庄）あり、西区及び東区には設置がない状況です。

（３）市立幼稚園の園児数・定員充足率

市立幼稚園の園児数については、昭和 53 年度（1978 年度）の 1,462 人をピークに年々減少を続け、平成 23 年度（2011 年度）は城南町との合併により新たに加わった隈庄幼稚園を含めて 692 人となり、令和３年度（2021 年度）は 279 人となっています。

近年は全ての園において定員割れが生じている状況であり、令和３年度の定員充足率は６園の平均で 35.5%となっています。



○市立幼稚園の園児数及び学級数と定員充足率

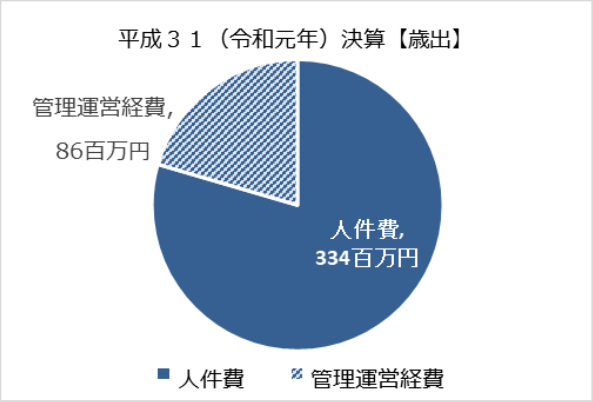
令和3年（2021年）5月1日現在

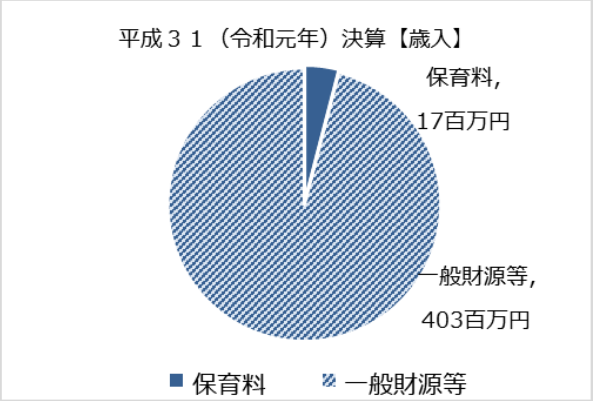
	定員	保育室	3歳児		4歳児		5歳児		合計		充足率
			園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	**園児数**	**学級数**	
碩台幼稚園	90	3	12	1	8	1	9	1	**29**	**3**	32.2%
一新幼稚園	176	6	13	1	15	1	20	1	**48**	**3**	27.3%
向山幼稚園	125	4	14	1	11	1	15	1	**40**	**3**	32.0%
川尻幼稚園	90	3	9	1	11	1	16	1	**36**	**3**	40.0%
楠幼稚園	125	4	8	1	11	1	14	1	**33**	**3**	26.4%
隈庄幼稚園	180	6	29	2	36	2	28	1	**93**	**5**	51.7%
合計	786	26	85	7	92	7	102	6	**279**	**20**	35.5%

（４）市立幼稚園の運営費について

平成 31 年度（2019 年度）の市立幼稚園６園の１年間の運営に要する経費総額は約 4.2 億円であり、歳出をみると、その約８割が人件費で、残り約２割が燃料光熱水費等の管理運営経費となっています。

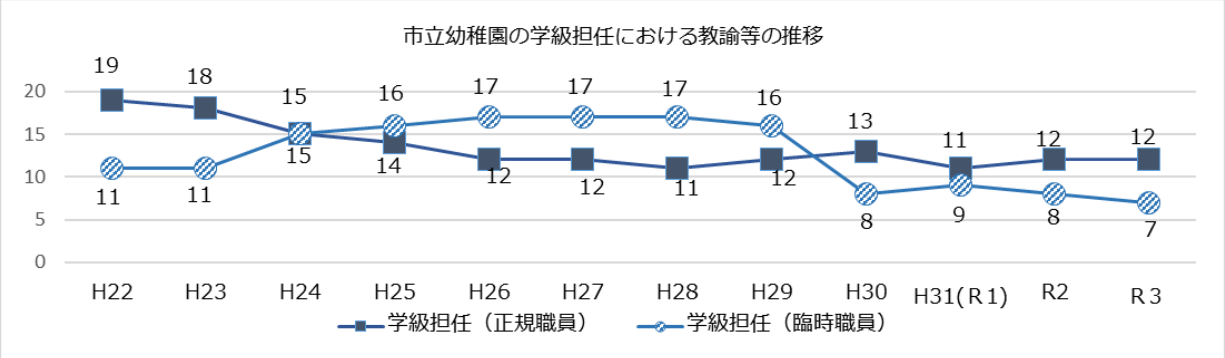
また、令和元年（2019 年）10 月の保育料の無償化により、令和２年（2020 年）以降ほぼ全額が一般財源（公費投入）となっています。





（５）職員体制

平成 11 年（1999 年）から 10 年以上見合わせていた新規幼稚園教諭の採用を平成 28 年度（2016 年度）から実施し、「特別支援教育推進枠」の採用枠を設け、専門性の高い教諭の確保に努めてきました。なお、必要教員数や幼稚園教諭等の年齢構成等の兼ね合いから、令和３年度（2021 年度）については前述の採用枠は設けられていない状況です。



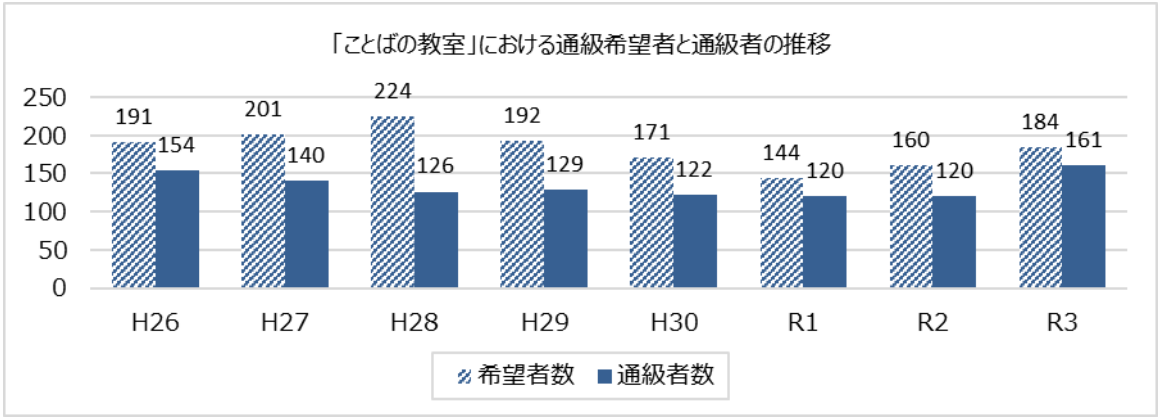
（６）ことばの教室

昭和 58 年（1983 年）に熊本五福幼稚園に幼児言語治療学級を設置し、現在は「ことばの教室」として、構音や吃音など、ことばの課題の改善を図ることで心と体の望ましい成長と発達を促すことを目的に年長児を対象として通級による指導を行っています。

平成 26 年度（2014 年度）から、碩台幼稚園にも「ことばの教室」を設置・拡充し計 10 人の指導者で通級による指導を行うとともに、平成 30 年度（2018 年度）から熊本五福幼稚園は民間移譲となったが、ことばの教室については引き続き同敷地内にて「向山幼稚園五福ことばの教室」として市の直営で通級による指導を行っています。

○令和３年度（2021 年度）は、184 名の希望者に対し 161 名の受け入れを行っています。

令和３年（2021 年）５月１日現在

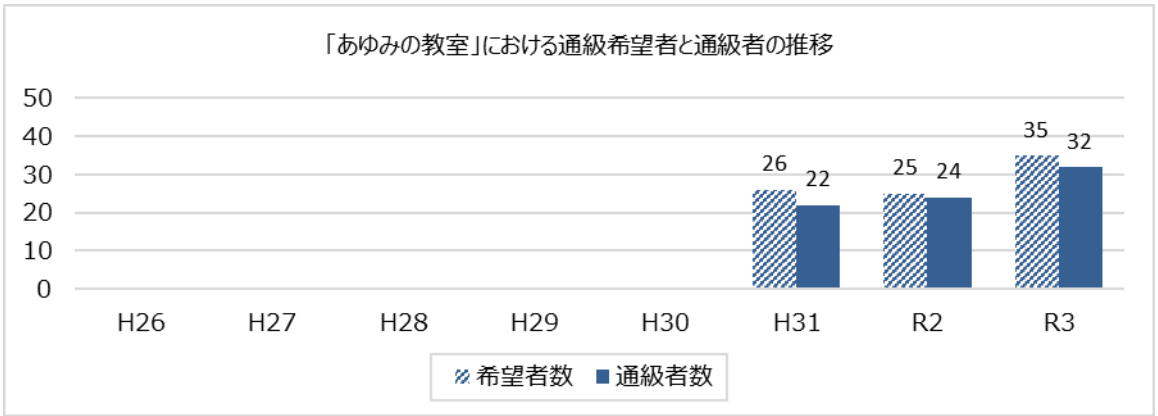


（７）あゆみの教室

令和元年（2019 年）４月に川尻幼稚園にあゆみの教室を開設し、学校教育を見据えた指導を行うとともに、円滑な移行を促すことを目的に、集団参加や人とのかかわりなどに不安のある年長児を対象として通級による指導を行っています。

○令和３年度（2021 年度）の通級希望者は定員 24 名に対し 35 名であり、32 名の受け入れを行っています。

令和３年（2021 年）５月１日現在



（８）特別な配慮を必要とする園児、児童

特別な配慮を必要とする児童は年々増加傾向にあり、特に小学校において知的障害特別支援学級・自閉症・情緒障害特別支援学級における在籍者が著しく増加しています。平成 18 年度（2006 年度）に比べ令和３年度（2021 年度）は、知的障害特別支援学級在籍者は約 4.1 倍、自閉症・情緒特別支援学級在籍者は約５.1 倍となっています。このことは、通級により指導を受けている児童数の推移からみても同様の傾向がみられることが分かります。

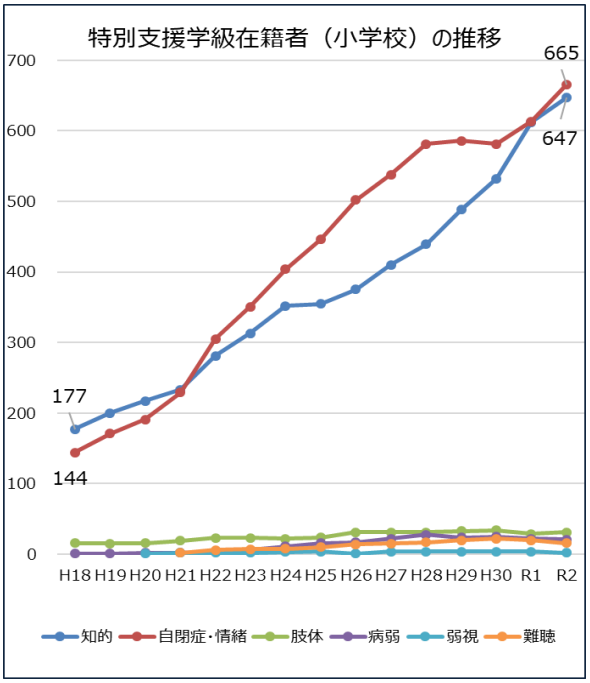
一方、市立幼稚園においても特別な配慮を必要とする幼児を受け入れる割合が増加しています。園によっては特別な支援を要する園児を２割以上受け入れているほか、外国籍の園児の受け入れニーズにも対応しています。

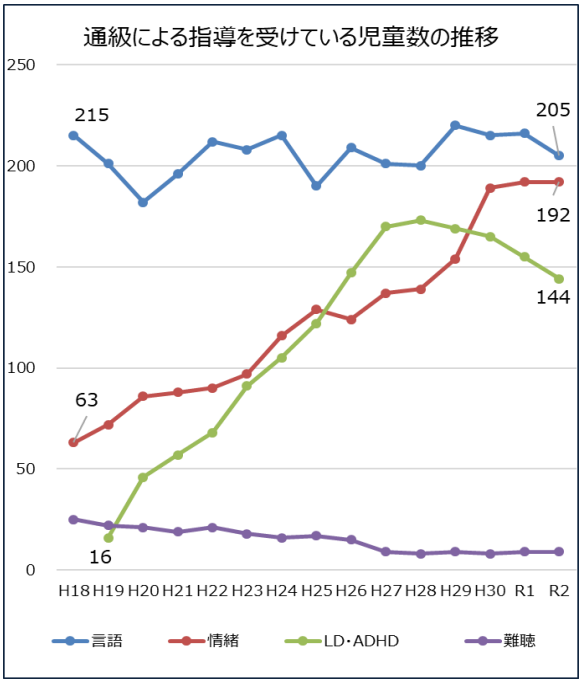
○特別な配慮を必要とする園児数

令和3年（2021年）5月1日現在

園　名	定　員	全園児数① (A+B+C)	特別支援Ａ	外国籍Ｂ	特支・外国籍除くＣ	特別支援割合 Ａ/①	特支・外国籍割合 (A+B)/①
碩台幼稚園	90	29	3	6	20	10.3%	31.0%
一新幼稚園	176	48	5	0	43	10.4%	10.4%
向山幼稚園	125	40	10	0	30	25.0%	25.0%
川尻幼稚園	90	36	7	0	29	19.4%	19.4%
楠幼稚園	125	33	6	0	28	18.2%	18.2%
隈庄幼稚園	180	93	9	0	84	9.7%	9.7%
合　計	786	279	40	6	234	14.3%	16.5%

○小学校における特別支援学級在籍児童及び通級による指導を受けている児童数の推移





（９）施設の状況

市立幼稚園の園舎は、昭和４０年代～６０年代頃（1966 年～1986 年）に建築され、ほとんどが建築後４０年～５０年近く経過しています。

○園舎の状況

園名	建設年度	構　造	経過年数	大規模改造
碩台幼稚園	1973年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	48年	平成25年度
一新幼稚園	1971年 1980年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	50年 41年	平成13年度
向山幼稚園	1966年 1983年	鉄骨造 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	55年 38年	－
川尻幼稚園	1979年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	42年	平成10年度
楠幼稚園	1973年 1977年	鉄骨造	48年 44年	－
隈庄幼稚園	1986年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	35年	－

Ⅱ　市立幼稚園が目指す姿

１　熊本市が目指す幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、適切な環境を通して、好奇心や探求心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことが重要です。

そのために、市立幼稚園が、幼児教育施設と連携しながら、幼児教育の拠点となり質の高い幼児教育を提供できるよう体制を整備するとともに、子どもたちが健やかに育つことができる環境や特別な配慮を必要とする幼児への支援の充実に関する環境づくりを進めていく必要があります。

市立幼稚園は、幼稚園教育要領に沿った幼児教育に加え、「ことばの教室」「あゆみの教室」をはじめとした特別支援教育の充実のための取り組みや先進的実践研究とその成果の発信を通して熊本市全体の幼児教育の質の向上に寄与するとともに、幼児期の教育と小学校教育との円滑な就学を推進することが期待されています。

具体的には、「ことばの教室」「あゆみの教室」の設置拡充による「特別支援教育の充実」、同じ熊本市立である強みを生かした「幼小連携の推進」、幼稚園教育要領等を踏まえた幼児教育のあり方や幼児教育施設等が互いに学び合う機会を確保する「幼稚園教諭等の資質向上」、幼児の発達や就学就園に関する保護者などを対象とした「家庭教育相談の充実」の機能を強化し地域の拠点的役割を担っていくことが大切です。

Ⅲ　市立幼稚園に期待する役割と望ましい姿

１　特別支援教育の充実

（１）通級指導教室の拡充

幼児期における特別支援教育のさらなる充実を図り、子ども一人ひとりの教育的ニーズや課題を把握し適切な指導や支援を行うことで本市全体の特別支援教育質的・量的拡充を図っていくことが重要です。

特に、通級による指導を実施している「ことばの教室」及び「あゆみの教室」は、全国でも特色ある取り組みの一つであり、市立幼稚園だけでなく、家庭保育や、私立幼稚園、市立保育所、私立保育所、認定こども園等に通う本市の全ての５歳児幼児を対象としていること、幼児期のうちに幼児自身の自己肯定感を育み、その後の小学校生活で生き生きと過ごし学ぶことや、スムーズな学校生活のスタートにつなげることを目的としていることから、その意義は非常に大きく、通級指導教室を全ての市立幼稚園に段階的に拡充するとともに、小学校の空き教室等を活用して全区にも拡充していくことで、通級を希望する全ての幼児を受け入れることのできる体制の整備が求められています。

（２）特別支援学級（特別支援クラス）の設置

＜検討委員会における意見＞

・現在、新１年生の約２００人が特別支援学級に在籍し、さらに病弱学級や肢体不自由学級に在籍しているが、その中から、定員８人という選定が非常に難しい。まずは、通級からのスタートがよいのではないか。

・特別支援学級（特別支援クラス）の対象幼児は、小学校で通常学級に進学する幼児なのか知的学級、自閉症・情緒学級、肢体不自由学級、病弱学級に就学する幼児なのか、ターゲットを明確にする必要がある。

・特別支援学級（特別支援クラス）を設置するよりも、市立幼稚園の通常学級に学級支援員を増員する又は通常学級の定員を減らして手厚い体制に組む等のほうがインクルーシブを達成する上でも妥当ではないか。

（３）重度心身障害がい児及び医療的ケア児の受け入れ体制の整備

市立幼稚園においては、新たな人員配置や施設整備が必要となるなど、私立の幼児教育施設等では対応が難しい重度心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れについて検討を進めていく必要があります。

ア　特別支援学級

市立幼稚園が、重度心身障害児や医療的ケア児を対象とした特別支援学級（特別支援クラス）の設置を検討する際には、園環境の整備を行うとともに、様々な障がいに応じた柔軟な対応が

できる高い専門性をもった人材の確保と育成が必要です。また、設置にあたっては、看護師など専門的知識を有する人員の配置が必要なことから、幼児や保護者が安心して園生活を送ることができるよう職員体制を十分に整える必要があります。

＜検討委員会における意見＞

・特別支援学級を設置するよりも、市立幼稚園の通常学級に支援員を増員したり通常学級の定員を減らして手厚い職員体制にするほうがインクルーシブ教育を達成する上でも妥当である。

・将来的に、特別支援学級を設置する際には、十分な職員の配置が必要であり、そうしなければ事故が起こる可能性もある。

・市立幼稚園としては、まずは通級指導教室の拡充に取り組む必要があり、将来的には、特別支援学級の設置についても検討していく必要がある。

イ　通常学級における受け入れ体制の整備

市立幼稚園が、重度心身障がい児及び医療的ケア児の通常学級での受け入れを検討する際には、合理的配慮のあり方や、職員の配置及び看護師等の適切な配置、保育環境の整備等についても積極的に検討することが必要です。

＜検討委員会における意見＞

・例えば、重度（症）心身障がい児を１名、障がい児手帳を持ってる幼児を１名などと人数を見通して園児を募集し、普通学級に１名か２名程度の障がい児の受入れ枠を創設してもらいたい。

ウ　並行通園[1]

市立幼稚園が、重度心身障がい児及び医療的ケア児の並行通園での受け入れを検討する際には、市立幼稚園が、重度心身障がい児や医療的ケア児と同世代の幼児との交流活動の拠点としての役割を担っていくことが必要です。そのため、幼児の受け入れの方法の１つとして、並行通園の取り組みを具体的に制度化し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、主治医等と連携しながら体制を整備していく必要があります。

＜検討委員会における意見＞

・重度心身障がい児及び医療的ケアが必要な子どもに対する対応が不足している。児童発達支援センターや、児童発達支援事業所等との連携をもっと進め市立幼稚園と児童発達支援センター等が協定等を結ぶなどしてしっかり交流をしていく必要がある。

２　幼小連携の推進

幼児期の教育と小学校以降の教育には、様々な違いが存在し、小学校進学時にとまどう児童や適応が難しい状況となるなどの小１プロブレムなどの問題も顕在化しています。

幼児教育施設と小学校がそれぞれの段階における役割と責任を果たしながら、幼稚園要領等で共通して示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通の観点として子どもの成

---

[1]　並行通園　保育所・幼稚園・認定こども園等に通いながら児童発達支援を利用する状況を指す。並行通園、併行通園両方の表記があるが、本報告書では並行通園を用いる。

長を共有し、幼児期に育まれてきた子どもの姿を踏まえて小学校教育をスタートできることが重要です。

市立幼稚園は、市立幼稚園と小学校の設置者が同じであるという強みを生かして、地域における幼小連携の取り組みを先導し、幼児教育施設と小学校又は幼児教育施設間の連携を強化していくことが求められています。

（1）幼小接続カリキュラムの充実と活用促進

熊本市では、幼児期から小学校への円滑な就学のための幼小接続カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の更なる推進と活用に取り組んでいく必要があります。

＜検討委員会における意見＞

・児童理解や専門的な支援のあり方を市立幼稚園で実践し、その成果やノウハウを私立幼稚園や保育園に広げていく取り組みが必要である。

・公立が担う役割の一つに、他の職種、関係機関、講師の方々に広報をし公立・私立との連携、保育所・幼稚園との連携など、様々な連携のハブとなる役割があると思う。職員も含めて環境整備をしていく必要がある。

・幼児教育で実践されている自ら取り組む遊びや主体的な遊びや経験を通し、小学校へつながる力をつけることが必要である。幼児期にしっかり愛情を受け自分の思いを十分に出していけた経験を積み重ねておくと小学校に入っても生き生きと学ぶことができる。

（2）幼稚園教諭と小学校教諭との連携

幼稚園教諭と小学校教諭は、幼稚園教育要領等で共通して示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが重要ですが、幼稚園教諭が児童を、また小学校教諭が園児を直接保育・教育する機会がほとんどないのが現状です。

そのため、新任の際の研修などを活用して幼稚園教諭が小学校に、小学校教諭が幼稚園に数日間支援員として研修を行うなどし、幼児期・児童期の教育を見通す力を養う必要があります。

＜検討委員会における意見＞

・幼稚園教諭の小学校現場での研修の実施や、小学校教諭の幼児園現場での研修の実施など相互に交流を行い相互理解を図ることが重要である。

（3）異年齢交流活動の充実

現在、学校探検や栽培活動、合同遠足、遊びの交流など指導計画に基づいた交流活動の実施やその内容の公開に取り組んでおり、幼児は就学への意欲や憧れの気持ちを育み、児童生徒は年下への優しさや思いやりの気持ちを育む等、幼児・児童の気持ちをつなげるなど、家庭や地域社会で不足しがちな異年齢交流の実施を今後も継続していくことが重要です。

＜検討委員会における意見＞

・子どもたちには、未来の親となるための理解を深める親教育が必要であり、幼稚園・小学校・中学校を一体的に整備することで、幼児園児と中学生・高校生の交流によりその拠点としての役割を担っていく必要がある。

（4）「移行支援シート」「就学支援シート」の活用

特別な配慮が必要な幼児に対する支援方法や生活に必要な配慮等を小学校に伝達するための共通ツールとして教育委員会が関係機関等と協力して作成した「移行支援シート」「就学支援シート」について、今後さらに活用を図り、特別な支援を必要とする児童の就学が円滑に進むよう、公立・私立幼稚園や保育所、認定こども園等に活用方法を周知し、有効活用していくことが重要です。

＜検討委員会における意見＞

・幼稚園や保育園が作成する「移行支援シート」「就学支援シート」が小学校でどのように活用されているのか、幼児教育施設等に周知し特別な配慮が必要な幼児の確実な引継ぎを行う必要がある。

・保護者の同意が得られない場合や保護者が幼児について課題があることを認識していない場合等については、「移行支援シート」「就学支援シート」が作成されないという課題もある。

3　幼稚園教諭等の資質向上

（1）専門研修・派遣研修の充実

市立幼稚園においては、幼稚園教育要領等を踏まえた幼児教育のあり方や今日的課題等について実践的研究を行い、熊本市内の幼児教育施設へ発信するとともに、幼児教育の質の向上に取り組んできた。特に、特別な配慮を要する幼児への対応については、特別支援学校教員免許の取得促進のほか、専門研修や派遣研修により専門性を高めていくことが必要です。

また、市立幼稚園や私立幼稚園等はそれぞれ今日的課題に対するよい事例をもっているため、情報交換会や研修会等を通し相互に学ぶ機会を設定するなど、その研究成果を共有することが大切です。市立幼稚園には、研修等の企画実施や研修成果の共有のための機会提供の役割が期待されています。

＜検討委員会における意見＞

・幼稚園や保育所等の園の先生方の力をつけていただければ、必ずしも児童発達支援事業所に通わなくても、子どもたちに必要な支援や配慮の中で育ちを獲得していけるのではないか。

・「ことばの教室」「あゆみの教室」での指導を経験した教諭等のうち、さらに高い専門性や知識を有する職員を育成し、職員のスキルアップを目的とした巡回指導や職場研修で実践的に知識やノウハウを伝え、特別な配慮を必要とする幼児へきめ細かな対応ができる人材を育成する。

（2）巡回相談

市立幼稚園等の幼児教育施設等から依頼があった場合、巡回して特別な配慮が必要な幼児への関わり方や指導に関する相談を受けたり、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シート等の作成支援を行うことが必要です。

＜検討委員会における意見＞

・市立幼稚園ならではの「ことばの教室」「あゆみの教室」で培ったノウハウを地域の私立幼稚園や幼児教育施設等への巡回相談を行うことで活用するとともに、指導員はより多くの経験を積むことができる。

4　家庭教育支援の充実

（1）幼児教育相談

就園及び就学に関して、子どもの発達に不安をもつ保護者を対象に、専門的立場からの助言や小学校への円滑な就学に関する相談ができる体制を整備することが必要です。

＜検討委員会における意見＞

・自分の子供の成長について保護者は非常に不安である。専門の方に相談ができる窓口が身近なところにあると保護者としては安心であり、そこを熊本市立幼稚園で担ってもらいたい。

・子どもの発達に関する相談ニーズについて、病院や子ども発達支援センターに実際に相談につながるまで数カ月待ちの現状である。

・私立幼稚園から発信していくのは難しい健診の必要性や特別支援の重要性等について小冊子などを作成したり啓発や発信を行うなどの役割が期待されている。

【参　考　資　料】

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会運営要綱

制定　令和３年３月２４日教育長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　市立幼稚園における特別支援教育等に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、２０名以内の委員によって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　市立幼稚園代表者

(3)　市立保育園代表者

(4)　市立小学校代表者

(5)　市立あおば支援学校長

(6)　関係団体代表者

(7)　福祉施設代表者

(8)　保護者代表者

(9)　公募委員

(10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は１年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（会議の公開）
第７条　会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の３分の２以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和３年３月２４日から施行する。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会委員一覧

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	亀井　裕子	平成音楽大学こども学科長　教授
2	学識経験者	菊池　哲平	熊本大学大学院教育学研究科　准教授
3	市立幼稚園代表	豊田　由加里	向山幼稚園　園長
4	市立保育園代表	齊藤　みどり	京塚保育園　園長
5	市立小学校代表	梅田　博子	秋津小学校　校長
6	市立あおば支援学校長	西　正道	あおば支援学校　校長
7	関係団体代表	伊藤　大介	熊本市私立幼稚園･認定こども園協会　会長 （第二幼稚園　園長）
8	関係団体代表	矢野　理絵	熊本市保育園連盟　理事 （くほんじこども園　園長）
9	福祉施設代表	勝本　映美	熊本市社会福祉施設連合会　会員 （福祉型児童発達支援センター済生会なでしこ園園長）
10	市立幼稚園保護者代表	野口　将宏	市立幼稚園・後援会連絡協議会　会長
11	公募委員	宇治野　諒子	市民（一般公募）
12	教育委員会が適当と認める者	松葉佐　正	子ども発達支援センター　所長

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会　審議経過

会議	開催日時	内　容　等
第１回	５月２１日(金)	・委員委嘱 ・諮問 ・検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方 ・市立幼稚園の現状と課題について説明
第２回	６月１８日(金)	・市立幼稚園における特別支援教育の充実について
第３回	７月９日（金）	・幼小連携について ・幼稚園教諭等の資質向上について
第４回	７月３０日(金)	本検討委員会報告書（案）とりまとめ
第５回	８月１２日(木)	本検討委員会報告書（案）とりまとめ

教改発第　000024号
令和3年（2021年）5月21日

市立幼稚園における
特別支援教育等に関する検討委員会　委員長　様

熊本市教育長　遠藤　洋路

市立幼稚園の特別支援教育等の充実について（諮問）

熊本市立の幼稚園が、本市の幼児教育の質の向上のために担うべき役割について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

1　諮問事項

子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進、適切な指導及び必要な支援を行う幼稚園教諭等の資質向上や小学校以降の連続した学びにつながる幼小連携の取り組みの推進において、熊本市立幼稚園が地域の拠点施設として果たすべき役割について

2　諮問理由

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、また、学校教育の始まりとして、義務教育及びその後の教育の基礎を培う極めて重要な時期です。

そのため、全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設形態や設置主体の違いにかかわらず、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

また、幼児教育を行うにあたり、特別な配慮を必要とする子どもの増加に伴い、一人一人の子どもの発達過程や特性、身近な環境に配慮した幼児教育の推進が重要です。

本市の市立幼稚園においても、子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の充実、小学校以降の連続した学びにつながる幼保小連携の推進など、質の高い幼児教育の提供及び本市の全ての子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実などが求められています。

こうした状況を踏まえ、市立の幼稚園が果たしていくべき役割について、貴委員会の意見を求めます。

3　報告書を希望する時期

令和３年（2021 年）８月頃